

令和7年1月版

Q 4) 開発許可を受ける土地だが、盛土規制法による許可申請も必要か。

A 4) 開発行為に、盛土規制法の許可を受ける必要のある行為がある場合、都市計画法の開発許可を受けたときは、盛土規制法の許可を受けたとみなされることから、盛土規制法上の許可申請は不要です。なお、規制区域指定前に開発許可を受け、指定後に工事に着手する場合は必要です。

また、中間検査を必要とする工事の場合は、盛土規制法に基づく中間検査が必要となります。詳細は図 1 をご確認ください。

Q 5) 工事着手とは工事工程のどこを指すのか。

A 5) 工事現場において、実際に設計図書等と照合して行う地山の掘削等の土地の形質変更や土石の堆積（ダンプトラック等による排土など）の工事に着手した時点と考えます。請負契約の締結日や資材の購入段階ではありません。

Q 6) 砂利や碎石の堆積も、「土石の堆積」に含まれるのか。

A 6) 含まれます。許可対象となる規模の堆積を行う場合、事前に許可を受ける必要があります。

Q 7) のり面 30 度以内で盛土をしようと考えているが、許可不要となるか。

A 7) 原則として、崖が生じなければ許可申請は不要です。

なお、一時的な土石の堆積の場合や、各規制区域での盛土・切土の面積や高さによっては、許可等が必要となる場合がありますので、ご注意ください。

Q 8) 周辺住民への周知の方法については、法律どおりでいいか。

A 8) 法律どおりの扱いとなります。【法第 11 条、第 29 条、省令第 6 条、第 62 条】

Q 9) 許可後、公表する仕組みがあると聞いた。具体的にどのような方法で、どのような内容が公表されるのか聞きたい。

A 9) 高松市長が許可したときは、法律に基づき、下記の事項を高松市のホームページで公表します。【法第 12 条第 4 項、第 30 条第 4 項】

- ① 工事主の氏名又は名称
- ② 工事が施行される土地の所在地
- ③ 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- ④ 工事の許可年月日及び許可番号
- ⑤ 工事施行者の氏名又は名称
- ⑥ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ⑦ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑧ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑨ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

Q10) 建築基準法による道路位置指定を受ける予定だが、盛土規制法の許可申請は必要か。

A10) 盛土規制法上の許可対象となる規模のものであれば、盛土規制法上の許可も受ける必要があります。位置指定道路の申請を行う前に、盛土規制法による許可申請について、高松市建築指導課に相談してください。

Q11) 斜面地に太陽光発電設備を設置しようと考えている。樹木の伐採のみの予定だが、盛土規制法による許可は不要か。

A11) 盛土、切土、又は土石の堆積を行わないのであれば、盛土規制法による許可は不要です。

Q12) 盛土規制法による許可申請をすれば、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例による協議や森林法による林地開発の許可は不要となるのか。

A12) 盛土規制法のみなし許可となるのは、都市計画法に基づく開発許可を受けた場合のみです。

【法第 15 条、第 27 条、第 34 条】

みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例の事前協議や、森林法の林地開発許可が必要となる要件を満たしていれば、各法令に基づき、それぞれ手続きが必要です。

Q13) 庭園を造ろうと考えている。1 mを超える盛土を行い、小さい丘のようなものを作り、植栽しようと思うが、許可の要否はいかがか。

A13) 宅造区域内にて 1 m（特盛区域内にて 2 m）を超える盛土で、崖が生じる場合、盛土規制法の許可が必要となります。

Q14) 農地造成（個人的な畑）を考えており、1 m超えの盛土をする予定だが、盛土規制法による許可は必要か。

A14) 宅造区域内にて 1 m（特盛区域内にて 2 m）を超える盛土で、崖が生じる場合、盛土規制法の許可が必要です。

Q15) 従前から営農用の土を農地に堆積しているが、運用開始後に盛土規制法による許可は必要か。

A15) 規制区域指定前（令和 7 年 9 月 30 日以前）から堆積し、10 月 1 日を跨って堆積している状態であれば、届出が必要です。【法第 21 条第 1 項、法第 40 条第 1 項】

令和 7 年 10 月 1 日以降に、届け出た内容を超えて、規制対象規模となる土を堆積する場合、許可が必要となります。

Q16) スtockヤード運営事業者登録制度に登録したStockヤードであっても、盛土規制法上の許可や届出は必要か。

A16) Stockヤード運営事業者登録制度に登録したStockヤードであっても、一定規模以上の土石の堆積等を行うものは、盛土規制法上の許可や届出が必要となります。